

2019年ゴールデンウィーク期間中の外来診療体制について

2019年のゴールデンウィークは「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の成立により、10連続となります。

しかしながら、長期の連休による外来診療の休診は地域医療へ影響すると考えられることから、当センターでは5月2日（木）及び5月3日（金）の2日間を開院し、平常通りの診察を行います。

4月27日（土）	4月28日（日）	4月29日（月）	4月30日（火）	5月1日（水）
休診	休診	休診 （昭和の日）	休診	休診 （新天皇即位祝日）
5月2日（木）	5月3日（金）	5月4日（土）	5月5日（日）	5月6日（月）
平常通りの 外来診察	平常通りの 外来診察	休診 （みどりの日）	休診 （こどもの日）	休診 （振替休日）

外来診療体制は上記のとおりとなります。ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、5月2日（木）、3日（金）に受診される患者さまにも、休日加算を算定させていただきますので、予めご了承ください。（予約をされている患者さまを除く）

※ **脳神経外科**と**眼科**は、5月2日（木）、3日（金）も**休診**となります。

※ ゴールデンウィーク期間中、診療科によっては休診となる場合がございます。随時、当センターホームページにて周知してまいりますので、直近の情報をご確認ください。

国立病院機構内の診療体制

https://nho.hosp.go.jp/news/nw1-1_00072.html

[休診表はこちら](#)